

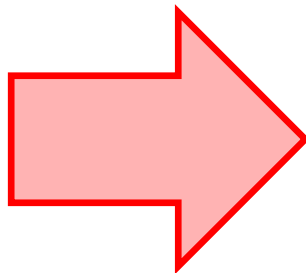
# 平成30年4月以降 緩和ケア研修会に e-learning が適用されます

## e-learning

- ・開催指針に準拠したプログラム(必修10科目・選択5科目中2科目以上)を受講していれば、必要時間は問わない。=時間は学習の進捗により異なる

- ・修了時には確認テストを施行

- ・集合研修受講にはe-learning 修了証書がまたはIDが必要



## 集合研修

- ・e-learning 修了後、2年以内に受講することができる

- ・グループ演習・ロールプレイなど5時間30分以上の研修

- ・e-learning **及び**集合研修の修了時に厚生労働省より修了証書が交付される。(医師・歯科医師以外の医療従事者にも発行される)

平成30年4月から緩和ケア研修会の開催指針が新しくなり、**e-learning** を修了しないと**集合研修が受講できません**。受講希望者は下記のHPで、最初に e-learning を受講して下さい。e-learning 修了後、**e-learning 修了証書**を各自で印刷し、集合研修の申し込みの際に e-learning 修了証書または修了証書IDを事務担当者に提出します。**e-learning 修了証書または修了証書IDがないと、集合研修の参加が認められません**ので注意してください。

<https://peace.study.jp/pcontents/top/1/index.html>

厚生労働省

がん等の診療に携わる医師等  
に対する緩和ケア研修会  
e-learning

PEACE

お問合せ:各申込施設の緩和ケア研修会集合研修企画責任者または事務担当者